

# 配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

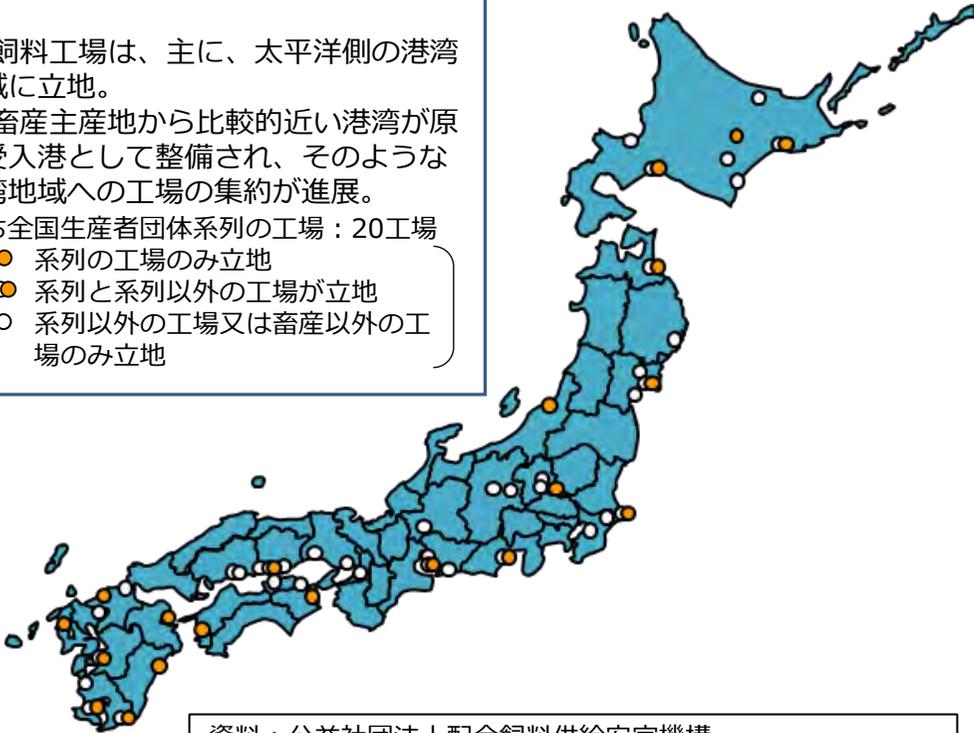
## 配合飼料工場の立地状況※1

企業数：57社  
工場数：102工場

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。

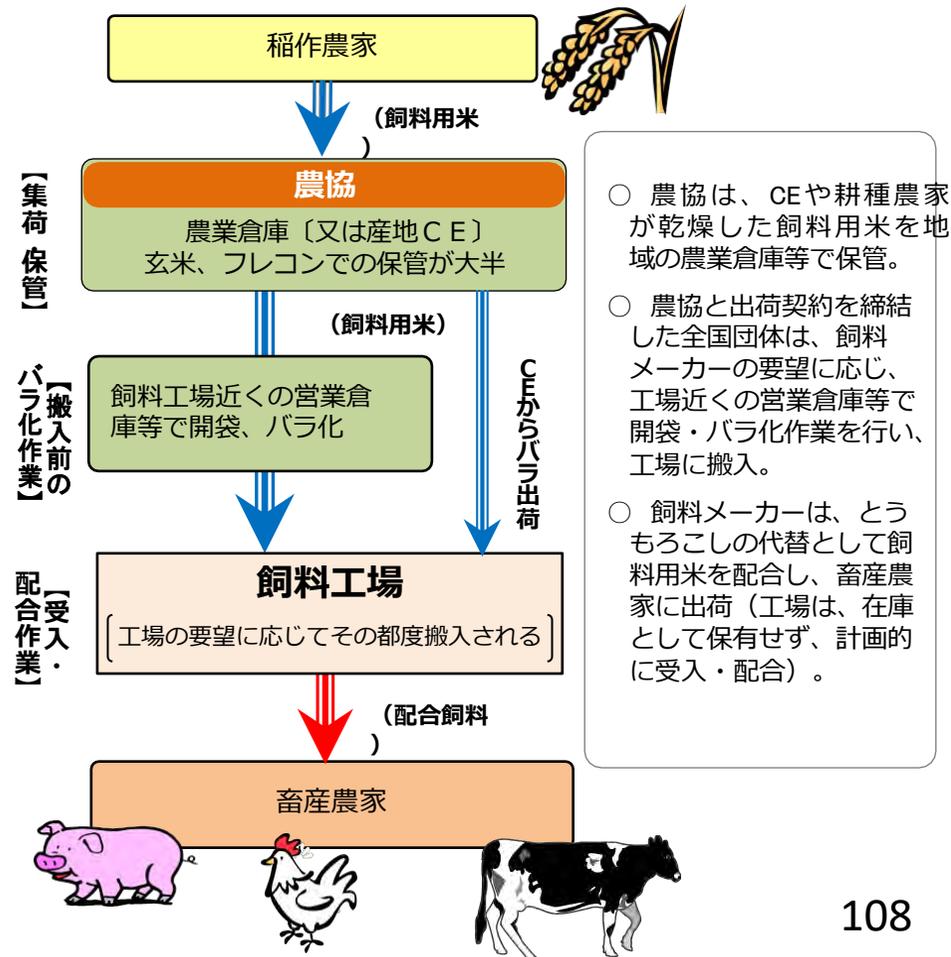
うち全国生産者団体系列の工場：20工場

- 系列の工場のみ立地
- 系列と系列以外の工場が立地
- 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地



資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構  
「配合飼料産業調査(令和4年度に係る)」を基に作成  
※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

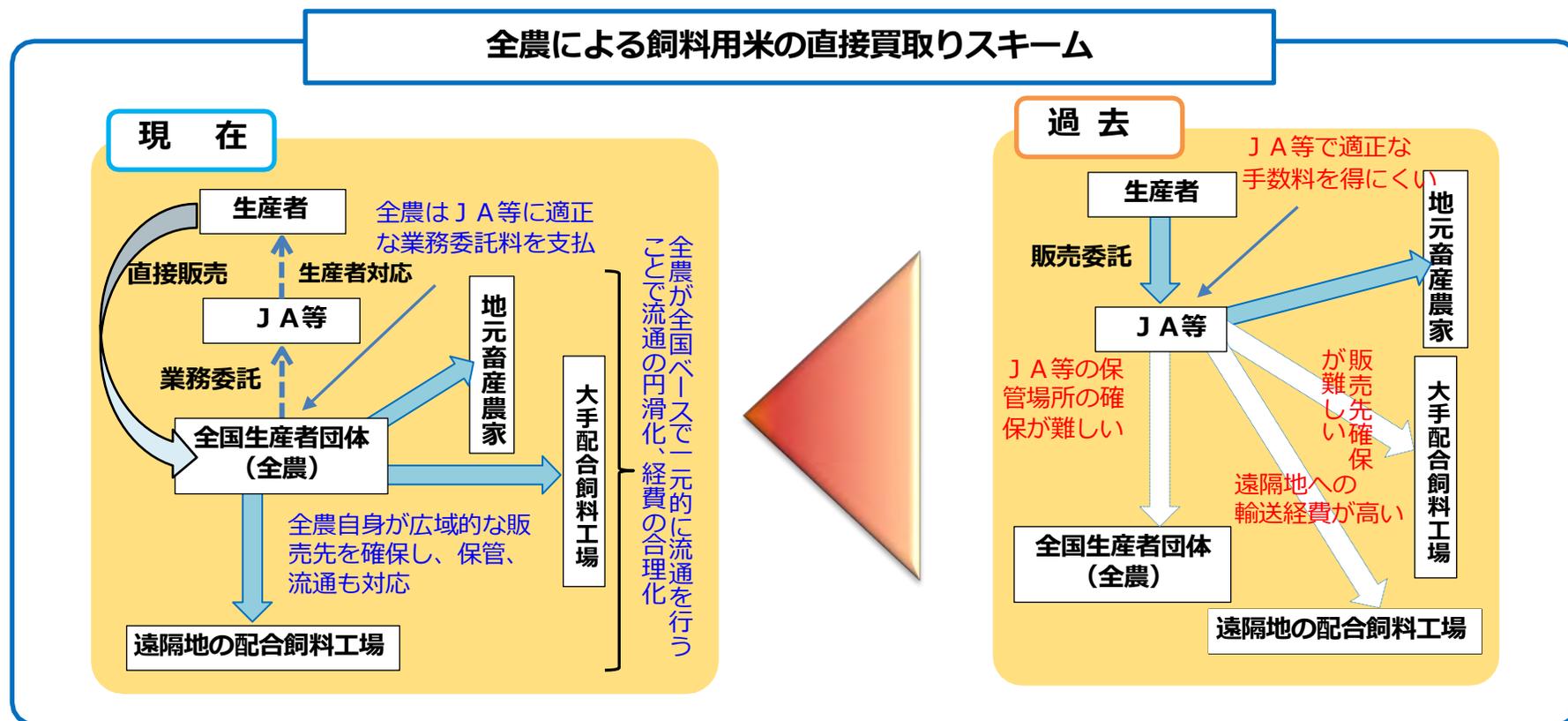
## 全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



# 飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）

- 全国生産者団体（全農）は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

## 全農による飼料用米の直接買取りスキーム



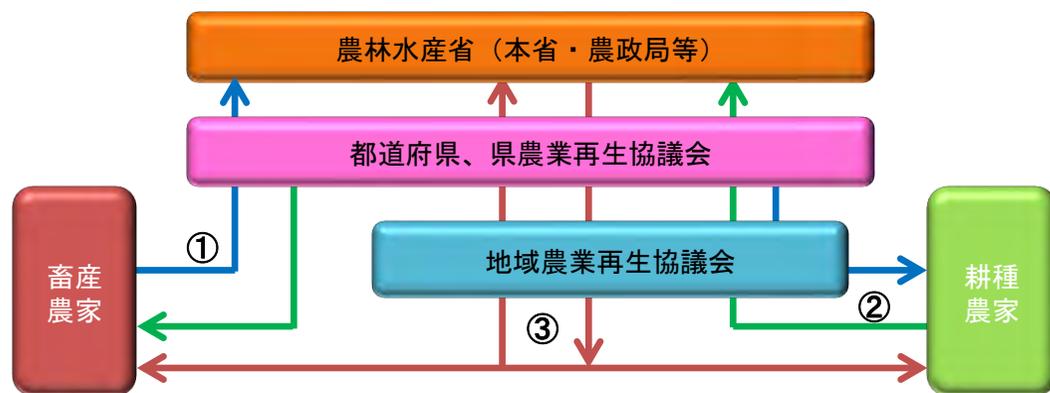
※ 農林水産省では、全国生産者団体（全農）が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」（平成21年11月5日農林水産省令第63号）を一部改正（平成26年11月公布、平成27年2月施行）

# 飼料用米の需要とマッチング

- 農林水産省では、畜産農家と耕種農家とのマッチングのため、新規需要の要望を調査しており、令和6年産の飼料用米について、畜産農家から約3,500トン（40件）の希望が寄せられている。
- 飼料用米の実需者からは、配合飼料の主原料であるトウモロコシと同等またはそれ以下の価格での供給、需要に応じた安定的な供給が求められている。

## ○ 畜産農家とのマッチング

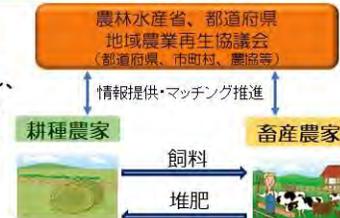
- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側（地域再生協・耕種農家等）へ提供
- ② 地域（再生協）における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側（畜産農家等）へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



## 耕畜連携マッチングに参加しませんか

### ◎ 耕畜連携マッチングとは

農林水産省では都道府県と連携し、飼料作物の耕種農家の供給と畜産農家の需要とを結び付けています。



### 参加するメリット

- 1 飼料作物の新たな供給先を見つけられます
- 2 堆肥の供給も受けることができます(希望制)
- 3 畜産農家との直接契約により販売価格を決定できます
- 4 飼料用とうもろこしを輪作することで連作障害を防げます

### ◎ スケジュール

- ▼8月～10月上旬 畜産農家等の需要量調査
- ▼12月～1月 耕種農家の作付意向調査
- ▼1月～6月 マッチング

### ◎ 昨年からの変更点

- 1 畜産農家の需要が早くわかるようになりました
- 2 堆肥利用の希望も伝えられます
- 3 収穫依頼が可能な組織を紹介します
- 4 対象を全ての飼料作物にしました